**平成２８年６月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期　　　間：　　　　平成28年６月29日（水）　　　　午後２時より

場　　　所：　　　　真鶴町国民健康保険診療所　２階会議室

出　席　者：　　　　津田博委員長、脇山亜子委員長職務代理者、

玉邑恵子委員、草柳栄子委員、牧岡努教育長

　　　　　　　　　　岩倉みどり教育課長

　　　　　　　　　　書記：小野真人係長、片山武丸主事補

欠　席　者：　　　　なし

傍　聴　者：　　　　なし

議事

１　開会

教育委員長より、開会あいさつ

２　教育長の報告

1. 学校教育に係る部分について

・園・学校の様子に関すること

・児童生徒指導に関すること

・学校の安全に関すること

・その他

（２）生涯学習に係る部分について

・スポーツ・文化事業に関すること

・青少年指導に関すること

・文化施設に関すること

・その他

３　協議事項

（１）貴船神社の船祭り保存管理奨励交付金交付要綱の一部改正について

課　　　長　　　　　　資料１をご覧ください。貴船神社の船祭り保存管理励交付金交付要綱の一部改正についてです。資料１の１ページ、２ページが新旧対照表、３ページ、４ページは、交付金要綱条文の改正前、改正後となります。

 　貴船神社の船祭りは、昭和51年10月19日、県指定無形文化財に、平成８年12月20日に国指定重要無形民俗文化財に指定されております。国指定重要無形民俗文化財に指定されたことを受け、町では、「貴船神社の船祭り」を保存管理及び奨励するために、貴船神社の船祭り保存管理奨励交付金として1,800,000円を予算措置し交付しています。交付金の支出につきましては、町で定めています、真鶴町補助金の交付等に関する規則に基づき、交付申請をしていただき、交付金を支払うこととしていますが、更に必要な事項を定めたものがこの交付要綱となっており、今回の改正は、交付金の返還に関する事項について、改正する必要が生じたため行うものです。

 　それでは、新旧対照表により改正内容をご説明いたします。第１条は、趣旨を規定したもので、改正前の下線部分、要綱の字が間違っており、訂正するものです。

 　第５条交付通知、第６条交付金の請求の規定は、町の補助金の交付等に関する規則に同様の規定があり、重複している規則のために今回削除するものです。

 　改正前第９条は、交付金の返還の規定で、下線部分「町長は、実施団体（者）が第７条の交付条件に違反したとき、または交付対象者ではなくなったときは、交付金の全部または一部を返還させることができるものとする。」を、改正後では、第７条とし、「町長は、実施団体（者）が次の号のいずれかに該当する場合は、交付金の全部または一部を返還させるものとする。第１条として、実施団体（者）が第３条に規定する交付対象ではなくなったとき。第２号として、実施団体（者）が第５条に規定する交付条件に違反するとき。第３号として、補助対象事業が予定の期間に完了しない場合、又は荒天、その他の事情により、その推敲が困難なものとなった場合。」に改めるもので、交付金の返還規定に追加した第１号から第３号までは、真鶴町補助金の交付等に関する規則に規定されていない事項を追加したもので、特に第３号につきましては、この船祭りの実施が気象条件に大変左右されやすいということで、追加いたしました。

 　以上が内容の説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委　員　長　　　　　前半部分は重複や文字の誤りについての変更になります。後半は交付金について具体的に示してあるという事ですが、いかがかでしょうか。

教　育　長 　第６条が削除ということですが、規則の内容は交付についての流れがあると思います。交付金の請求という項目自体を削除しても良いのでしょうか。町の規定に準ずるという記載は入れなくてよいのですか。

課　　　長 　規則の見直しを検討する際、町の補助金の交付等に関する規則の下にあるという認識で削除しました。削除により、意味が通じなくなるという事は考えられます。ご意見いただきましたように、そのような文言を加えることも一つの方法だと思います。第６条に記載のある、第２号様式は町の規則の様式を使用するとなっています。こちらも重複するという事で削除しました。

教　育　長 　準ずるという記載が必要ではありませんか。記載が全く無くなり、経緯もわからなくなり、困ることは考えられませんか。

課　　　長 　この交付要綱の中で困るようなことはないとは思います。

教　育　長 　第１条を読めば、誰が読んでも交付金の請求について、わかればいいと思いますが、経緯を知っている者が居なくなったとき、色々な解釈が出ることや、その部分で意味の取り違いが出てしまう事は考えられませんか。

課　　　長 　第４条の交付金規定に、真鶴町の交付金の交付等に関する規則の文言を加えれば、解釈できると思います。

教　育　長 　読み取り方に差が出ないように検討し、報告をして頂きたいと思います。また、第７条第３号で、要綱の中に具体的な荒天という文言を一つだけ入れるのは違和感があります。

課　　　長 　気象条件が影響しますので、具体的な例を記載しました。しかし具体の文言がなくても、その他の事情という部分でも読み取れると思います。

委　員　長 　当日に中止になった場合には、補助金は残っているのでしょうか。

課　　　長 　事前に飾りつけなどで使用していることは考えられますが、町としての交付金なので文言を加えました。

教　育　長 　補助金を使用する根拠がなくなる場合には返還を求める必要があります。中止になっても、使用する根拠がある場合には、返還を求めることはしません。

委　員　長 　実際に何年かに一回は荒天がありますので、改正案には荒天という文言を加えたという事ですが、いかがでしょうか。

委　　　員 　気象条件などの言葉では意味が通じませんか。

委　員　長 　その他の事情の範囲で対応できると思います。

教　育　長 　文言の精査もありますので、この場では条件付きで決定していただき、方向性をまとめ、再度報告を行うように進めてまいります。

委　員　長 　その他に意見はありますか。

委　員　長 　修正部分については以後検討し報告していただくという事になりますが、一部改正については承認される方は挙手をお願いします。

全委員 　（全員挙手）

委　員　長 　ありがとうございます。

　　（２）重要伝統文化行事保存管理奨励交付金付帯条件書の制定について

課　　　長 　資料２をご覧ください。重要伝統文化行事保存管理奨励交付金付帯条件書についてご説明させていただきます。平成28年３月定例会の中で、「真鶴町重要伝統文化行事保護規則」についてご協議いただき、規則は平成28年４月１日から施行されていますが、この保護規則に基づき、申請のありました、「兒子神社の夏祭り」こちらは仮称ですが、文化財審議会に諮り、重要伝統文化行事として指定されたことを受け、交付金として６月補正で予算措置を行いました。

 　実施団体への交付につきましては、真鶴町補助金の交付等に関する規則に基づき、申請、交付決定、支出となりますが、更に規則に規定のない交付金の使途など、必要事項を定めるため「重要伝統文化行事保存管理奨励交付金付帯条件書」を定めるものです。

 　第１条は、付帯条件書の趣旨を定めたものです。

 　第２条は、交付対象で、「交付対象は保護規則に基づき、重要伝統文化行事に指定された行事とする。」と規定しています。

 　第３条交付金の対象者は、事業の実施団体（者）と規定しています。

 　第４条交付金は、「町は予算の範囲内において、実施団体（者）に対し、真鶴町補助金の交付等に関する規則に基づき、交付金を交付することができる。」と規定しております。

 　第５条は交付条件で、「実施団体（者）は、保護規則に定められた事項を遵守し、重要伝統文化行事の適切な保存並びに維持管理及び奨励に努めなければならない」と規定しております。

 　第６条は交付金の使途で、「交付金は、保存、補修、伝承者の育成及び事業実施に要する全ての経費に充てるものとする。また、必要な経費の一部に充当する場合のいずれでも可とする。」と規定しています。

 第７条、交付金の返還については、真鶴町補助金の交付等に関する規定の返還規定に定めのない事項を第１号から第３号まで規定したものです。第１号は交付対象者でなくなったとき、第２号は交付条件に違反したとき、第３号は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は荒天、その他の事情によりその遂行が困難なものとなった場合を規定しました。指定される事業によっては、事業の実施が、気象条件やその他の事情によりその遂行が困難となる場合も想定されるため、規定したものです。

 　以上が内容説明となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

委　員　長　　　　　７条（３）については先ほどと同じ議論になると思います。交付金自体は予算措置も完了しているという事で、付帯条件書の制定についてご意見を頂きたいと思います。ご質問などいかがでしょうか。

教　育　長 　審議の内容としては、文言や項立ての整理だけですので、内容は付帯書の通り進めればよいと思います。

委　員　長 　皆様よろしいでしょうか。それではご異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 　（全員挙手）

委　員　長 　ありがとうございます。

　　（３）まなづる教育月間の反省について

課　　　長　　　　　　資料３をお願いいたします。まなづる教育月間に実施いたしました事業等になります。今年度実施の内容につきましては、真鶴町子育て学級「“スマホの時代”だから、子育てで大事にしたいこと」と題して、小田原短期大学保育科の野津直樹准教授にご講義いただきました。当日は、小田原短期大学の学生の皆様もボランティアとしてご協力くださり、小さなお子様も楽しめるように企画を致しました。当日の出席者は、保護者や一般の方、子どもも含めて21名で、現在保育士として働いている方も参加されていました。参加者の感想をいくつかご紹介いたします。「つながりの大切さを再認識しました。」「心して人と人との和を大切にしていきたい。」「人とのつながりの大切さを改めて感じることができた。」「子どもも同じ場所にいて、話が聞けるのがとてもよかった。」「学生ボランティアの協力がとてもよかった」などの感想を頂いております。また、教育講演会は、「命を大切に～障がいと向き合って～」と題し、中学生全学年と小学６年生を対象に、足柄療護園職員と入所者様に講演いただきました。障がいのある方の前向きな生き方や障がいを持つ方への優しい心遣いができる人が、一人でも増えれば嬉しいなどのメッセージが、児童生徒の心に届いたかのように静かに聞き入っていました。また、園学校の歴史展として、幼稚園、小学校、中学校の歩みの写真展を町民センターで行いました。園学校の公開日は記載の日にちで公開いたしました。以上の内容で実施いたしましたが、今年度実施の内容に関しましてご意見などござましたら伺いたいと思います。よろしくお願いします。

委　員　長 　いかがでしょうか。

委　　　員 　19日の子育て学級に参加しましたが、参加者が少なく、とても残念に思いました。

課　　　長 　事業実施に当たり、学校側と行事調整を行っておりますが、こういった子育て学級などは、講師の日程で決まる部分もあり、18日、19日と続いてしまいました。昨年もご指摘いただきまして、日程調整の際には注意して、調整を行ったのですが、６月の教育月間という短い期間の中で、重なってしまう事は仕方のない部分でもあるとは思います。

教　育　長 　日程の調整ができておらず、参加できる人数が少なければ、どんなにいい講師をお呼びしても講演会自体の効果は薄いと考えられますね。仕方のない部分もあるからと言ってしまうと改善しないと思います。

課　　　長 　教育月間のという一月の間でいろいろな事業をすると、どうしても重なってしまう部分があると思います。来年度はもう少し検討して進めたいと思います。

委　　　員 　小学校の講演と内容的にもかぶっていたという事で、打合せが足りていない印象があります。先日湯河原の民生委員の方とお会いしたのですが、湯河原にも声掛けを行うのが必要ではないかと感じました。たとえば障がいのある方の関係で今回いらっしゃった方はいるのですか。どこの町も予算が少ないので、小さい町同士で連携し、参加者を募ることはできないのですか。湯河原でも広報するなどの必要があると思います。保護者は来ていましたか。

教　育　長 　具体的な人数は分かりませんが、多いという感覚ではありませんでした。

委　　　員 　内容はとても素晴らしいものでした。なかなか聞けないお話を聞くチャンスだったと思います。他町との協力も含め、人数を集めることで協力をできませんか。

課　　　長 　町の教育月間なので、湯河原での取組みと異なるかもしれません。実現できるか確認し、検討していきたいと思います。

委　　　員 　できない事はないと思います。上手く調整を行っていただきたいと思います。

教　育　長 　共同開催ということですか。それとも、当町の取り組みの際に湯河原町でも広報の協力を依頼し、湯河原町での取り組みの際にはこちらでも広報を行うという事ですか。

委　　　員 　私の提案は後者です。取り組みを重ねていけば、無駄が省けることもあると思います。

教　育　長 　来年度はテーマがどうなるかわかりませんが、案内を行うという事ですね。湯河原町にご協力いただければ、案内ならできるのではないですか。

課　　　長 　ご協力いただければ可能だと思います。

委　　　員 　そういった協力関係の土台を少しずつ作るべきだと思います。

課　　　長 　こちらのチラシは自治会を通して回覧を行っております。

教　育　長 　今年は広報紙に記載がなかったと思います。その部分で広報力が薄いと思います。このチラシが広報紙に載っているとまた違ったと思います。

課　　　長 　自治会回覧の方法も変わっており、手順が増えております。

教　育　長 　広報の方法についての検討も難しいです。以前なら自治会回覧と言えばある程度カバーできましたが、全戸配付と言っても、加入率が半分です。また、一月にまとめ切れないなら、１週間前後にずれてもいいと思います。一月の休日の８日間のうちに調整ができなければ、６月に納めようとして重ねてしまうよりも、前後に伸ばした方がいいと思います。

委　員　長 　ぶつかるとしても、講演の内容で考えて、影響の少ないように調整を行う事も必要だと思います。例えば、子育て学級なら中学校の行事と重なっても、小学校と重なるほどの影響はないと思います。どこかより負担の少ない部分で決めるしかないと思います。

教　育　長 　学校の予定も２月か３月の行事調整で決まってしまいますし、講師の都合もあるので、調整は難しいというのはわかりました。結果的に人数が少ないともったいないですね。

委　員　長 　教育月間だからということで目に留まることもあると思うので、また別の月になると目に留まりにくくなることも考えられますか。

委　　　員 　今回のこの表題を見ただけでは、受講対象の年代が絞れず、参加しにくかったことも考えられますね。

課　　　長 　内容としては母親のスマートフォン使用のことでした。

委　　　員 　小さい子どもを持つ保護者向けに絞るべき内容でした。今日の研修では、的を絞ったおかげで分かりやすく、的をえていました。今回の表題だけでは私自身も周囲に勧めにくい部分がありました。

課　　　長 　広報の中には内容の記載がありました。参加者が少なかったのは残念に思います。

委　員　長 　子どもというより、保護者にむけての内容でした。

教　育　長 　平日ではなく、土日にやってみようという新しい取り組みでした。しかし、学校行事との関係や、保育園の休園日になることや、休日という事で、来てほしい年代が参加しにくい形になっているのかもしれないと思います。

委　　　員 　子育てに悩むとき、スマホで検索するとすぐに答えが出る時代です。聞いて貰う方の立場や、どこでどんな人と話ができるかという部分で、周りから子育てをしている方への関わり方についても内容がありました。人と人との繋がりを持つという内容でしたので、保護者向けというだけの話ではなかったと思います。地域の人などにも聞いていただきたい内容でした。

課　　　長 　誰が聞いても考えるものがある講演だったと思います。

委　　　員 　午後には成人学級もありましたね。そちらの方が人数は多かったと思います。昨日の話も、町民の中で障がいのある方や、生の声を聞くことはいい経験になると感じました。子ども達は、その境遇にならないと関心を持てないかもしれません。自分たちの年代だと身近な問題ですが、子どもたちの年齢では遠い問題に感じるかもしれないですね。福祉の部分でも共有できるような講座だったので、町の中で共有できればと思います。

（４）真鶴町スポーツ推進委員の候補者（追加）について

課　　　長 　資料４をご覧ください。３月の定例会で10番までの委員を承認していただきました。定員12名のところ、現在は10名で、町民運動会やニュースポーツなど、様々なスポーツイベントにご協力いただいております。広報６月号でスポーツ推進委員の募集を行いましたところ、11番の高橋　輝和さんが応募くださいましたので、追加の承認をお願いいたします。

委　員　長　　　　　ご質問ありますでしょうか。それでは承認いただける方は挙手をお願いします。

全　委　員　　　　　(全員挙手)

委　員　長　　　　　ありがとうございます。それでは協議事項は以上になります。それでは事業報告をお願いいたします。

報告事項

　　　　　　　　　施設の月別利用状況、事業計画等を説明

委　員　長　　　　　ご説明ありがとうございます。以上をもちまして６月定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

次回定例会　　　　　平成28年７月25日(月)　　 協議会１３：３０～

 　　　　　　　　　　真鶴町民センター　第１会議室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 定例会１４：００～

真鶴町民センター　第２会議室